

開催日：12月23日(金)・24日(土) 練習日22日(木)

開催コース：一の宮カントリー倶楽部 東コース

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「**一般の罰(2 罰打)**」となる。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 18.2)

アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。

2. ペナルティーエリア(規則 17)

東コース 6 番ホールグリーン手前のペナルティーエリアの中に球がある場合(見つからない球がそのペナルティーエリアに止まったことが分かっている、または事実上確実である場合を含む)、プレーヤーには次の選択肢があり、それぞれ 1 罰打で：

- ・規則 17.1 に基づき救済を受ける。または、
- ・追加の選択肢として、元の球か別の球をドロップゾーンにドロップする。このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

3. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則 16)

(a) 修理地

- (1) 青杭を立て、白線で囲まれた区域。
- (2) グリーンの前後を含み、フェアウェイの芝の長さかそれ以下の区域にあるヤーデージマーキングペイント。(スタンスへの障害は除く)。

(b) 動かさない障害物

- (1) 排水溝
- (2) 小砂利、ウッドチップ、松葉などを使用して舗装した区域。
(小砂利やウッドチップなどの個体はルースインペディメントである。)
- (3) 人工の表面を持つ道路に接している枕木や丸太は、その道路の一部とみなす。
- (4) 動かさない障害物と白線でつながれている区域は、その動かさない障害物の一部として扱われる。
- (5) 東コース 4 番ホールにおいて、球が右側の東コース 5 番ホールティーイングエリア付近の保護フェンスに近接し、スタンスや意図するスイングの区域の妨げになる場合、プレーヤーは次のことができる。
 - ・規則 16.1 に基づき罰なしの救済を受ける。または、
 - ・追加の選択肢として、元の球か別の球をドロップゾーンにドロップすることによって罰なしの救済を受ける。
このドロップゾーンは規則 14.3 に基づく救済エリアである。

4. プレー禁止区域

電磁誘導カート用の 2 本のレール(白線でつながれている区域を含む)は、全幅をもってプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。規則 16.1f に基づき、そのプレー禁止区域による障害からの罰なしの救済を受けなければならない。ただし、スタンスにだけ障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。

5. 不可分な物

以下の物は不可分な物であり、無罰の救済は認められない。

- (a) 樹木やその他の恒久的な物件に巻きついたり、密着させてあるもの。
- (b) ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。

6. 規則 11.1b 例外 2 に基づいてパッティンググリーンから行われたストロークを再プレーしなければならないケース(ローカルルールひな型 D-7)

規則 11.1b 例外 2 は、プレーヤーがパッティンググリーンからプレーした球が偶然に次のものに当たった場合には適用しない。

- ・そのプレーヤー
- ・そのストロークを行うためにそのプレーヤーによって使用されたクラブ、または、
- ・ルースインペディメントとして定められる動物(つまり、ミズ、昆虫や簡単に取り除くことができる類似の動物)。
そのストロークはカウントし、球はあるがままだにプレーしなければならない。

7. 後方線上の救済をとり、救済エリアの外からプレーした球

後方線上の救済を受ける場合、プレーヤーが関連する規則(規則 16.1c(2)、17.1d(2)、19.2b、19.3b)によって求められる救済エリア内に球をドロップしたが、その球がその救済エリアの外に止まった場合、その球をドロップしたとき最初に地面に触れた箇所から1クラブレングス以内にその球が止まっているのであれば、追加の罰はない。

この罰の免除は、球が基点よりホールに近い所からプレーされていたとしても、元の球の箇所や、球がペナルティーエリアの縁を最後に横切ったと推定した地点よりホールに近づいてプレーしていなければ、適用する。

このローカルルールは関連する規則の後方線上の救済に関する処置を変更するものではない。つまり、基点と救済エリアはこのローカルルールによって変更されず、正しい方法で球をドロップし、その球が救済エリアの外に止まったプレーヤーは、それが起きたのが最初のドロップであっても、2回目のドロップであっても、規則 14.3c(2)を適用することができる。

8. 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え

規則 4.1b(3)は次のように修正される:

プレーヤーのクラブを乱暴に扱った以外のケースでラウンド中にそのプレーヤーによって「壊れた、または著しく損傷した」場合、そのプレーヤーは規則 4.1b(4)に基づいてそのクラブを別のクラブに取り替えることができる。

クラブを取り替える場合、そのプレーヤーは壊れた、または著しく損傷したクラブを規則 4.1c(1)の処置を使用して、すぐにプレーから除外しなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰:規則 4.1b 参照

9. クラブと球の規格

(a) スロークを行うために使うドライバーは R&A が発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド(モデルとロフトで識別される)を持つものでなければならない。

(b) スロークを行うとき、プレーヤーは 2010 年1月 1 日に施行された用具規則の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使わなければならない。

(c) スロークを行うときに使用する球は R&A が発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。

このローカルルールの違反に対する罰:失格

10. ゴルフシューズ

ラウンド中、プレーヤーは下記の特徴を持つシューズを履いてはならない:

伝統的なスパイクすなわち、地面を深く貫くようにデザインされた 1 つあるいは複数の鋷を有するスパイク(メタル製、セラミック製、プラスチック製、その他の材質かは問わない)。

このローカルルールの違反に対する罰:規則 4.3 参照

11. プレーの中断と再開(規則 5.7)

(a) 即時中断(落雷・Jアラート等、切迫した危険がある場合)

委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならない。委員会がプレーを再開するまでは別のスロークを行ってはならない。

このローカルルールの違反に対する罰:失格

即時中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、失格とすることがある。

(b) 通常の中断(日没やコースがプレー不能)

規則 5.7b、c、d に従って処置すること。

(c) プレーの中断と再開の合図

即時中断 : 1 回の長いサイレン

通常の中断 : 短いサイレン

プレーの再開 : 1 回の長いサイレン

と同時に競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

12. 練習

(a) ホールとホールの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

終了したばかりのグリーンやその近くで練習スロークを行う。または、終了したばかりのグリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってグリーン面をテストする。

(b) プレーヤーはラウンドとラウンドの間にコース上で練習してはならない。このローカルルールの違反に対する罰:

最初の違反の罰 : 一般の罰(プレーヤーの最初のホールに適用される)

2 回目の違反の罰 : 失格

13. 移動

ラウンド中、プレーヤーは動力付きの移動機器に乗車して移動してはならない。(ただし、委員会が承認する場合や、事後承認した場合を除く)。スロークと距離の罰に基づいてプレーする(あるいはプレーした)プレーヤーは常に動力付きの移動機器に乗車して移動することが承認される。

このローカルルールの違反に対する罰:違反があった各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がプレーするホールとホールの間で起きた場合、罰は次のホールに適用される。

14. キャディー

プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。

このローカルルールの違反に対する罰:違反があったその各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは「競技規定」で定められる参加資格を満たしていなければならない。

2. スコアカードの提出

スコアリングエリア方式を採用する(プレーヤーの両足がエリアから出た時点をもって提出されたものとみなす)。

3. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

1. 今大会は手引きカートを使用することはできない。

2. 今大会を含め、関東決勝大会では距離計測器を使用することができる。(2点間の距離のみ)

3. プレーヤーにエチケット違反、または非行があった場合には「行動規範」に基づいて制裁を受けることがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a および、20.2 に基づいて失格とする場合がある。

4. 令和4年4月1日より、日本高等学校・中学校ゴルフ連盟のユニフォーム規定が改定されましたので、各自 HP で十分確認し、ユニフォーム規定を遵守すること。守れない場合は、大会参加を認めない。また、プレー中は着帽のこと。

5. 全使用球にフルネームと、通し番号を記入すること。(スタート前に確認をする。)

6. スコアカードには、毎ホール同伴競技者全員のスコアを記入すること。

「規則書」(JGA2019 年度版)・本競技規則・目土袋・スコップ・グリーンフォークは、競技開始から終了まで必ず携帯すること。 ※「規則書」・目土袋等を持参しない場合、規則1.2b を適用し、失格とする場合がある。

7. 頭髮にパーマネット等を施している者、長髪の者、茶色に染めている者等は参加できない。ピアス、ブレスレット等の装飾品等は身につけないこと。守れない場合は、大会参加を認めないこともある。

8. ローカルルール 10 項において規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

9. スタート前の練習については主催者の指示に従うこと。

10. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないように注意すること。(タイムチェック制として、プレーの不当な遅延については罰を課すことがある。)また、グリーン上での「旗竿」の取り扱いはプレーヤー同士で協力をして行い、旗竿を挿したままプレーする際は、プレー中であることが後続組の視界に入るよう工夫するなど、打球事故防止に努めること。

11. 携帯電話・スマートフォン等は、コース内、クラブハウス内では使用しないこと。ただし、緊急の連絡(怪我や体調不良等での連絡)の場合を除く。(競技委員・運営委員等は緊急時使用することがある。)

12. マスクは、ラウンド中以外のクラブハウス・練習グリーンなどでは必ず着用すること。

競技委員長 中村 和子

距離表 一の宮カントリー倶楽部 (東コース) **女子** 使用ティーマーカーは、白色とする
使用グリーン:ベント

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	333	530	153	400	376	151	393	371	408	3115
Par	4	5	3	4	4	3	4	4	4	35

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
495	124	370	389	543	334	400	162	332	3149	6264
5	3	4	4	5	4	4	3	4	36	71